

仕 様 書

1 業 務 名 窓口センター庭木剪定等業務委託

2 業務場所

豊橋市高師台窓口センター	豊橋市曙町字南松原 1 1 4 番地
豊橋市東部窓口センター	豊橋市中岩田一丁目 1 2 番地の 2
豊橋市南部窓口センター	豊橋市富本町字国隠 6 7 番地
豊橋市石巻窓口センター	豊橋市石巻本町字市場 1 1 1 番地

3 業務期間 契約締結の日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで

4 実 施 日 豊橋市の指定する日

5 業務内容

上記 4 か所の庭木（サンゴジュ、クスノキ、キョウチクトウ、ツツジ、イチョウ、サザンカ等）の剪定、南部窓口センターにおいては、庭木周辺、法面及び建物裏の除草を含み、石巻窓口センターにおいては、庭木の周辺の除草を含む。（別添図面のとおり）

※東部、高師台については、庭木の剪定のみ。

6 業務実施報告

(1) 業務終了後、業務実施報告書を提出すること。

(2) 業務実施報告書の提出には、下記を添付すること。

ア 資源化センターより交付される計量伝票

イ 各地点における作業前後の写真

7 支払方法等 業務終了後一括払い

8 安全対策

(1) 受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。

(2) 刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成 1 2 年 2 月 1 6 日付け基発第 6 6 号「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。

(3) 前項の講習が受講できない場合は、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を実施し、報告すること。

(4) 除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者と

の連絡方法を発注者に報告すること。

(5) 作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、発注者から指示を受けた場合、速やかに提出すること。

(6) 除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。

(7) 建設工事保険等の加入について

- ・保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
- ・保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
- ・保険契約後は証券の写しを提出すること。

9 その他

(1) 業務により発生した廃棄物の運搬及び処分（資源化センターへの投入）費用を含む。

(2) 業務により発生した廃棄物の処分費用（資源化センター投入料金 150 円／10kg）については、投入量に応じて業務完了時に精算する。

(3) 廃棄物発生量の見込みは 1,900kg とする。

(4) 業務に必要な器具・消耗品等はすべて受託者の負担とする。

(5) 本業務の実施に当たっては、発注者と日程調整するとともに作業中はセンターの利用者の安全に配慮すること。

(6) 本業務の遂行に当たっては、事故のないよう十分に注意すること。業務の実施に関連し事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告すること。また、事故により要する損害賠償又は修繕に対しては受託者が誠意をもって対応するものとする。

(7) その他定めのない事項は豊橋市契約規則によるほか両者協議のうえ定める。